

○入札に参加される方へ

1 事前申込み

入札に参加するには、参加申込期間内に希望物件について参加申込みをしていただくとともに、公売保証金を納付していただく必要があります。

(1) 公売保証金の納付

ア 金額は、公売財産ごとに定めています。

イ 参加申込時に「現金」又は「小切手（銀行、信用金庫等金融機関が振り出した自己あてのもの又はこれらの金融機関の支払保証があるもので名古屋手形交換所取扱い分）」により、納付してください。

ウ 公売が中止された場合や落札できなかった場合等、返還事由が発生した場合は、納付していただいた公売保証金を原則口座振替の方法により返還します。本人口座・代理人口座のいずれかの口座に返還できますが、返還先の金融機関口座を公売保証金納付時に指定していただきます。また、返還には日数を要しますのであらかじめ御了承ください。

(2) 入札参加者の本人確認等

ア 個人が入札する場合

本人が参加申込み・入札する場合は、本人の認印及び本人確認書類(注)をお持ちください。

代理人が参加申込み・入札する場合は、代理人の本人確認書類(注)、「委任状」及び委任者の「印鑑証明書」が必要になります。

イ 法人が入札する場合

法人代表者が参加申込み・入札する場合は、代表者印及び本人確認書類(注)に加えて代表権を証する書面（登記事項証明書等）をお持ちください。

代表権のない方が参加申込み・入札する場合は、「登記事項証明書」、代理人の認印、代理人の本人確認書類(注)、「委任状（法人代表者印が押されたもの）」及び委任者の「印鑑証明書（法人代表者印）」が必要になります。

(注)本人確認書類とは、「運転免許証」「パスポート」等の住所、氏名及び生年月日が確認できる顔写真付きの公的機関が発行した書類のことをいいます。

※「委任状」は、幸田町ホームページ（公売情報）からダウンロードできます。

(3) 納入通知書兼領収書の交付

公売保証金の納付と引き換えに「納入通知書兼領収書」を交付します。入札日に公売会場において提示していただきますので大切に保管してください。入札日に呈示ができない場合は入札に参加できないことがあります。

(4) 共同入札の場合の「共同入札代表者の届出書」の提出

共有名義で取得を希望される方は、公売参加申込時に「共同入札代表者の届出書」を提出してください。この届出書には、共同入札代表者及び他の共有者の住所、氏名、持分を記載し、共有者全員の押印が必要です。

なお、参加申込時や入札日に共同入札代表者の方のみが来場し入札する場合は、代表者以外の全ての方の「委任状」及び委任者の「印鑑証明書」が必要となります。

※「共同入札代表者の届出書」は、幸田町ホームページ（公売情報）からダウンロードできます。

2 入札日

参加申込時に受け取った「納入通知書兼領収書」及び本人確認書類を公売会場において呈示してください。呈示書類の確認後、「入札書」をお渡ししますので、入札額等記入の上、入札していただきます。

なお、予定していた入札者（代理人を含む。）又は共同入札代表者が変更となる場合は、公売会場において「委任状」「共同入札代表者の届出書」「印鑑証明書」などの再提出が必要となります。

公売不動産の入札等をしようとする者は、暴力団員等に該当しないことを陳述しなければ、入札等を行うことができません。

開札の結果、最高価申込者及び次順位買受申込者となられた方には、権利移転等の手続きに関する説明をします。

3 その他 注意事項

(1) 公売物件は現況有姿により引き渡されるものであるため、次の一般的事項を十分御理解の上、入札してください。

ア 公売財産については、あらかじめその現況、関係公簿や権利関係等をご自身で確認して入札してください。なお、本町は関係資料を提供できません。

イ 図面は、現況と異なる場合があります。

ウ 建ぺい率及び容積率は一般的なものを表示してあります。

(2) 買受代金納付前までに公売財産に係る地方税などについて完納の事実が証明されたときは、法令の規定により、最高価申込者の決定又は売却決定は取り消されます。その場合、公売財産に係る権利は移転せず、既に入金された公売保証金は還付されません。

(3) 買受代金の納付期限までに買受代金の納付を確認できない場合等は、法令の規定により、売却決定が取り消され、事前に納付された公売保証金は没収となる場合があります。

(4) 売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

(5) 公売による売却の実施を妨げる行為をしたときなどは、法令の規定により、次回以降の公売参加を制限する場合があります。

(6) 法令等の規定により換価制限（入札後の手続きが停止）となる場合があります。

(7) 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料）は買受人の負担となります。

(8) 公売当日までに公売手続きを中止する場合があります。事前に公売の中止の有無をお問い合わせください。